

## 会議記録

会議名称	令和3年度北本市行政改革推進委員会（第3日目）
開会及び閉会日時	令和3年10月28日（木） 午後2時から午後4時30分まで
開催場所	委員会室2
議長氏名	委員長：下垣彰
出席委員(者)氏名	土屋雄一、秋葉清、新井康夫、金網幾代、諏訪千加子、根岸京子
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職指名	健康づくり課長：小池智子 同課健康増進担当GL：鈴木友恵 障がい福祉課：吉見昭 同課給付担当GL：河田美穂
事務局職員職氏名	行政経営課長：佐藤慎也 同課事務管理担当GL：高橋弘 同課企画調整担当主任：長谷川知亮
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務事業の見直し                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北本市健康長寿ウォーキング事業</li> <li>・難病等手術見舞金支給事業</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 その他</li> <li>4 閉会</li> </ol>
配布資料 ※1～8は 事前配布	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 事務事業評価シート「北本市健康長寿ウォーキング事業」</li> <li>3 「北本市健康長寿ウォーキング事業」について（健康づくり課提出資料）</li> <li>4 チェックシート「北本市健康長寿ウォーキング事業」</li> <li>5 事務事業評価シート「難病等手術見舞金支給事業」</li> <li>6 「難病等手術見舞金支給事業」（障がい福祉課提出資料）</li> <li>7 チェックシート「難病等手術見舞金支給事業」</li> <li>8 事務事業の総点検_結果</li> </ol>

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会 これより第3回行政改革推進委員会を開催する。 はじめに、会議の成立について、「北本市行政改革推進委員会規則」第5条第2項において、「委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されており、本日は全員出席していることから会議が成立することを報告する。</p> <p>それでは、「北本市行政改革推進委員会規則」第5条第1項に、「委員会は委員長が招集し会議の議長となる」と規定されているので、この後の進行については、下垣委員長にお願いする。</p>
委員長	<p>2 議事 (1)事務事業の見直し それでは、議事(1)事務事業の見直しに移る。 議事の(1)事務事業の見直し「北本市健康長寿ウォーキング事業」について事業の概要、目的、効果等について所管課より説明をお願いします。</p> <p>【所管課入室・説明】</p> <p>それでは、質疑に移る。</p>
委員長	<p>現在行っている事業はウォーキング事業、健康スタンプ事業、教室等参加の事業の3つということか。</p>
健康づくり課	<p>これまでは、その他にも事業を行ってきたが、かなり絞った結果、この3つを北本市の健康づくりの事業としたいと考えている。</p>
委員	<p>ウォーキング事業については、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）予防や医療費の軽減に寄与していると考えており、今後も継続してほしいと思っている。その上で3点質問がある。一つは、当初から継続している人数は何人か。二つ目は、新たに募集して加入した人数は何人か。三つめは、活動量計以外にスマホでも参加できるようにする計画はあるのか。</p>

発言者	発言内容・決定事項
健康づくり課	令和3年9月時点で、登録のみで活動していない会員を除いたうえで、継続している人数が1,573人。令和3年度に新規に加入した人数は22人。スマホアプリを使用した計測もできる見込みがあるので今後検討していく予定である。
委員	私も本事業に参加していて、とても自分の生活サイクルにあっているので、活用している。ただ知人から聞いたのだが、申込んでも受付けていない時期があったようだ。本事業は、参加者数を増やすことを目標としているのではないのか。参加者に制限を設けているのか。
健康づくり課	人数に制限は設けていない。活動量計の管理運用事業者の契約上、登録できない時期が年度末にある。このことについては今後改善を検討していきたい。
委員	活動量計の耐用年数について聞きたい。
健康づくり課	3～5年である。
委員	健康づくり課では、この取組の成果をどのように考えているのか。
健康づくり課	北本市は、県平均と比べて、高齢化率が高い割に、要介護認定率が低く、介護費も低いのだが、医療費は高い状況にある。ただし、前期高齢者に限定してみると、医療費は低い状態を維持できている。様々な取り組みの中での結果であるため、ウォーキング事業だけで達成しているわけではないが、一定の効果が出ていると考えている。少しでも要介護期間を短くし、健康な期間を長くしていくことが我々の責務だと考えている。
委員	活動量計はどのようなものか。活動記録の登録は市役所にいかないとできないのか。
健康づくり	大きさはスマホより小さい。活動記録の登録は、市役所や

発言者	発言内容・決定事項
課	公民館等、市内12か所に設置している機器で行うことができる。
委員	事業の開始当初は、事業費が2,000万円超だったが、現在は随分少なくなったようだが、初期投資が大きかったのか。
健康づくり課	機器の導入や活動量計についても市が補助して市民の負担を軽くするなど初期投資が大きかった。また、本事業は開始当初、県の補助金が10/10であり、補助金の交付要件として、ウォーキングの前後に血液検査の実施や医療費の効果検証の実施などが義務付けられており、そういったことも事業費が大きい要因である。
委員	今後は、血液検査等の検証作業は実施しなくてもよいのか。
健康づくり課	県内だけでなく全国的にもウォーキングの健康効果が立証されており、北本市においても3年間の効果検証で、血液データおよび体力データで改善が確認できているので、改めて効果検証を継続することに予算と人的資源を投じる必要はないと判断した。
委員	活動量計を新たに購入する際に市民は3,410円を負担するとのことだが、それにも市の補助はあるのか。
健康づくり課	現在は、全額市民に負担いただいております、市の負担はない。
委員	北本市は、森林があり、公園も多いので、何かイベント等を実施すれば、参加者の増加が見込めるのではないかと。
健康づくり課	自然観察公園の中のセラピーロードに活動量計の読み取り機器を設置しており、そちらに誘導したいと考えている。
委員	私はそれを知らなかった。そういった良い取り組みはもっと宣伝していただきたいと思う。

発言者	発言内容・決定事項
委員	ウォーキング事業は、イベントに参加する事業なのか。それとも参加者が個々に自由に歩いて活動量を登録する事業なのか。
健康づくり課	参加者が個々に活動する事業である。
委員	読み取り機器について、耐用年数を迎えた時の機器入替の費用は発生するのか。
健康づくり課	3～5年といわれているが、現状それ以上使えているので、可能な限り使用していく。その上で、故障等発生したものについては、修繕や機器入替をして対応していく予定である。
委員長	一点お願いがある。資料で多くの指標の数字が示されているが、数字のみではなく、指標の意味合いや考察を記載していただきたい。今後事業説明の機会があれば、ぜひそうしていただきたい。
健康づくり課	了解した。
委員長	他に質問がないようなので、健康づくり課は、ここで退室となる。  【所管課退室】  【各委員 チェックシートを記入】
委員長	現状維持が4人、現状維持に近い見直しが2人、見直しが1人である。
委員	イベント等でモチベーションを高める工夫をしてほしい。
委員	血液データおよび体力データの数値が良くなっており、健

発言者	発言内容・決定事項
	<p>康への効果も出ているので、参加者を増やして事業を継続してほしい。</p>
委員	<p>参加者も安定して運動しているので、ウォーキング事業は継続でよいと考える。ただし、歩数の上位を目指してかなりの時間歩いている方もいるようであるが、夏場などは危険であるため、注意してほしいと思う。</p>
委員	<p>若い参加者を増やすために、市のホームページで周知し、またスマホアプリでも参加できるようにすべき。またセラピーロードに読み取り機器を設置しているとの話があったので、セラピーロードを利用したスタンプラリーを実施するとよいと思う。そうすれば、市民だけでなく、市外の方も呼び込めるのではないか。</p>
委員長	<p>やはりスマホアプリを使えるようにしてほしい。事業としては、市民の健康増進に効率的と思われるのでよい。業務比率が1%で人件費が164万円であれば妥当であると思う。1%が正しいか疑義は残るが。</p>
委員	<p>活動量計の管理だけだったらその程度かもしれない。</p>
委員長	<p>事業を実施に際しての補助費はどのようなものがあるのか。</p>
事務局	<p>介護特会と一般会計の両方で補助金があるが、合算して約60万円である。</p>
委員	<p>活動量計がいいという人は継続して使ってもらうとともに、スマホアプリで参加できるようにすべき。</p>
委員	<p>桜ウォーキング事業等、市の他の事業やJRが実施している駅からハイキング等と連携し、ポイント付与し、市民の自主的な運動を促進すべき。</p>
委員長	<p>セラピーロードマイレージ、鎌倉古道マイレージ、縄文遺跡マイレージ等、北本にはいい材料がある。こういったこと</p>

発言者	発言内容・決定事項
委員長	<p>に取り組んで事業の付加価値をもっと高めてもらいたい。</p> <p>結論として、現状維持とする。ただし、モチベーションを高めることや他の事業との連携等、今の事業の価値を高める改善と取り組みを実施すること。現状の活動量計に加え、スマホアプリでも参加できるようにすること。業務量、つまり人件費の推計については、精度を高めること。健康増進に寄与しているので、その効果をもっとアピールすること。</p> <p>これらを本委員会の意見として、今後の方向性は、「現状維持」とする。</p> <p>【各委員了承】</p> <p>「北本市健康長寿ウォーキング事業」についての審議を終了する。</p> <p>【休憩】</p>
委員長	<p>議事の(1)事務事業の見直し「難病等手術見舞金支給事業」について事業の概要、目的、効果等について所管課より説明をお願いします。</p> <p>【所管課入室・説明】</p> <p>それでは、質疑に移る。</p>
委員長	<p>本事業は、難病と指定されている人に対して、手術を受けた時に見舞金を出すもので、難病と指定されている人に給付金を出すものではないということでしょうか。</p>
障がい福祉課	<p>そのとおり。</p>
委員長	<p>事務事業評価シートでは、事業を継続としているが、障がい福祉課では現状維持との考えでよいか。</p>
障がい福祉	<p>事業の必要性については、毎年度検討しており、見舞金を</p>

発言者	発言内容・決定事項
課	減額する等して対応してきたが、一定程度の要望もあることから課としては現状維持と考えている。
委員	3点質問がある。一つは、北本市には難病指定の方が何人いるのか。二つ目は、難病を抱えた方の医療費は無料なのか。三つめは、障害者総合支援法で受けられるサービスにはどのようなものがあるのか。
障がい福祉課	一つ目は、523人である。二つ目は、所得状況に応じて自己負担の上限額が設定されている。全額無料ではないが、通常の方の1割とか3割よりは、自己負担額が抑えられている状況である。三つめは、病気の状態によってそれぞれ異なるが、例えば移動が難しい方には補装具費の支給や介助、入浴補助などのサービスがある。
委員	本事業は、手術に対しての手当とのことだが、北本市は、難病者に対しての月々の手当というのはないのか。
障がい福祉課	過去にはあった。昭和53年から続いていたが、平成16年に制度の見直しがあり、月々の手当は廃止となった。
委員	難病を抱えた方には、国や県から医療費の補助があるとのことだが、医者にかからないと出ないということか。
障がい福祉課	そのとおり。
委員	手術をした場合に支給とのことだが、これは申請を要するのか。
障がい福祉課	はい。
委員	難病を抱えた方が523人いるとのことだが、この見舞金のことは皆さん把握しているのか。
障がい福祉	難病の指定は、県の所管である保健所が行うのだが、その



発言者	発言内容・決定事項
課	保健所にリーフレットを置いてもらって、申請者に本制度があることを案内してもらっている。その他、市ホームページ及び広報で周知している。
委員	難病の方の人数について、過去数年間の推移はどうなっているか。それと同じ人が複数回、見舞金を受給することがあるのか。
障がい福祉課	指定されている難病の種類が増えてきているので、対象者は増加しているが、人口自体が減っていることから、総数は横ばいである。過去1年以内に受給していなければ、再度受給できるので、同一の方が複数回受給しているケースはある。
委員	この事業は何年くらい実施しているのか。
障がい福祉課	始まったのは昭和53年からで、見直しが行われたのが平成16年である。
委員	本事業の創設当時、障害者総合支援法などがなく、市として難病を抱えた方への支援として始めたが、その後医療費の補助等のサービスが拡充されてきた。そうした中で本事業の利用件数が減ってきているということか。
障がい福祉課	以前は制度の狭間にあって、何もサービスを受けられない方への見舞金という位置付けだったが、今はサービスが拡充してきた。あと難病といっても手術を受けるものばかりではないので、件数については年度によってバラつきがある。
委員	本制度は、当初の目的は達成されたという認識でよいか。
障がい福祉課	課としてもそのような認識を持っており、その必要性も含めて、本事業の検討をしていただきたいと考えている。
委員	難病を抱えた方で障害者手帳を持っている方はいるのか。
障がい福祉	筋ジストロフィーやALSといった身体の自由が利かなく

発言者	発言内容・決定事項
課	なっていく進行性の病気の方は、障害者手帳を持っている。
委員	難病を抱えた方で障害者手帳を持っている方の割合はどのくらいか。
障がい福祉課	正確な数は把握していないが、競合の申請の際にはかかりつけの医者が該当の有無について確認していると聞いている。
委員長	難病を抱えた方や障害者手帳を持っている方で、何か困りごとや現在対応できていないことなどはないのか。
障がい福祉課	日々の生活に必要なサービスや医療費については補助もあることから、制度的には満たされていると考えている。
委員	重複して見舞金を受けている人がいるとのことだが、毎年受給している人はいるのか。
障がい福祉課	2年に一度くらいの割合で受給している人はいる。
委員	難病の中で手術が必要なものの割合はどれくらいか。
障がい福祉課	難病の種類は300超で、小児慢性特定疾病は700超である。そんな中、申請者の難病を見ると割合は少ないと思われる。
委員	523人の難病を抱えた方の中で子どもは何人くらいか。
障がい福祉課	43人である。
委員長	他に質問がないようなので、障がい福祉課は、ここで退室となる。  【障がい福祉課退室】

発言者	発言内容・決定事項
	【各委員 チェックシートを記入】
委員	手術が要件に入っており、偏っているのではないか。一方、難病を抱えた方全員に支給するというのは予算的にも同等大変だろうと考え、廃止とした。
委員	手術に限定されているので、廃止とした。
委員	法律等が整備され制度が充実してきており、本事業の当初の目的は達成したと考え、廃止とした。一方、廃止にあたって、利用できる制度について窓口できちんと周知することが必要と考える。基本的に申請主義なので、どういった人には、どのような制度が適用となるのかといったことを丁寧に対応する必要がある。
委員	手術の見舞金については、県内で2市のみ実施ということから見直しとした。他の方法による支援を検討すべき。
委員	廃止とすると予算がカットされるので事業名を変更するとともに、手術に特化するのではなく、すべての難病を抱えた方に見舞金を支給する事業にしてはどうか。予算を増額し、福祉のまち、北本市を目指してほしい。
委員長	すべての人を対象とすると、例えば一人に1万円を支給すると500万円超ということになるので、事業費が今の10倍になる。
委員	手術のみということだと公平感がないので廃止とした。ただし、本人とその家族のことを考えると全員に見舞金を支給する方がよいと考える。
委員長	難病と共に生きていくというのはとても大変なことで、そんな中でさらに手術を受ける方への見舞金である。確かに医療費や手術費についての医療費の補助はあるのだが、難病でさらに手術を受ける方への精神的な負担に対して、市として支援するという点では意義があるのではないかと考え、現状維持とした。一方、全員に見舞金という意見もあったが、そ

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>れだと500万円を超える事業費を要するので、別の問題として切り離した方がいいのではないか。</p> <p>難病といっても必ずしもつらく苦しいものばかりという訳ではない。日常生活で特に不都合はないが、その症例が非常に珍しく、治療法が確立していないため、難病として指定されているものもある。</p>
委員長	<p>本当に苦しんでいる人には手厚くしたい。手術をして入院したりすると移動にお金が掛かったりするし、仕事も休まないといけないので本当に大変だと思う。</p>
委員	<p>小児医療センターの建替えに関わったことがあるが、小児医療センターの子どもたちは病院を出ることができない。病院の中で夜は患者で、昼は病院内の特別支援学校に通っている。そうすると家族の方は看病するのに病院の近くに引っ越してくる例が多い。手術するときは、その家族が止まる病棟病室があって、そこにも別途費用が発生する。</p>
委員長	<p>手術への支給については、やめることで困る人がそんなにいないということであれば廃止でいいと思うが、本当に困っている人や助けを求めている人に予算を使いたいという思いがある。</p> <p>結論として、条件付き廃止とする。見舞金としては、手術のみに支給するのは今の医療制度等から考えて不要と思われるが、ただし難病をもった人やその家族で困っている人のニーズをよく検討してほしい。今の制度の狭間の問題を見つけてほしい。代替りの事業、制度を設けたうえで廃止とするということによいか。</p> <p>【各委員了承】</p> <p>では、「難病等手術見舞金支給事業」についての審議を終了する。</p>
委員長	<p>その他、各委員から質問等あるか。</p> <p>無いようなのでこれで議事を終了し、進行を事務局にお返</p>

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>しする。</p> <p>3 その他 議事以外のところで、質問等あるか。</p> <p>【委員質問なし】</p>
事務局	<p>【前回質問事項についての補足説明】</p>
事務局	<p>【次回開催の日時説明】</p> <p>4 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和 3年 11月 11日 委員長



